

令和 7 年度 創業支援のご案内

～ 融資や補助金等、創業者お役立ちガイド～



未来を綾瀬とともに

活力と魅力に満ちた綾瀬へ

お問い合わせ

綾瀬市商工振興課

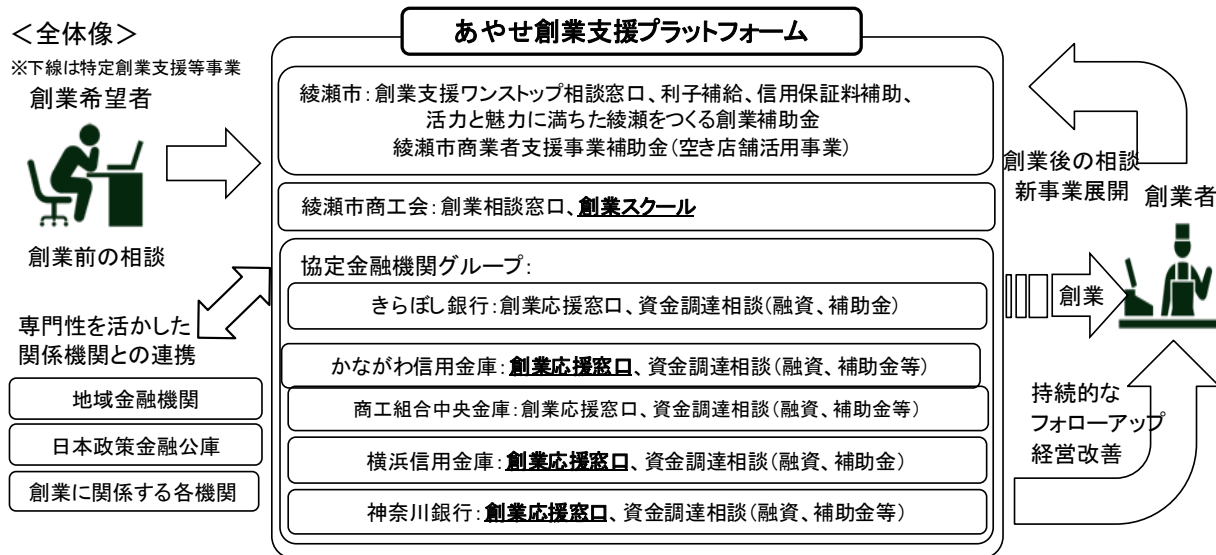
電話:0467-70-5685(直通)

メール: wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp

綾瀬市 創業支援等事業計画

綾瀬市では、国の認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づいて、市内において創業を目指す方への支援に取り組んでいます。

綾瀬市商工会、きらぼし銀行、かながわ信用金庫、商工組合中央金庫、横浜信用金庫、神奈川県銀行と連携して「あやせ創業支援プラットフォーム」を立ち上げ、各ニーズに合わせた体系的かつ総合的な支援を実施します。



創業支援事業	主な内容	申込・問合せ先
ワンストップ相談窓口	- 各支援機関で受けられる支援内容のご案内 - 融資や補助金等、創業に関する制度について	綾瀬市役所 産業振興部商工振興課 Tel0467-70-5685（直通）
創業相談窓口	- 創業に関する全般的な相談 - 事業計画、資金調達に関する相談・ご案内 - 創業スクールについて	綾瀬市商工会 Tel0467-78-0606
創業応援窓口	- 創業に関する全般的な相談 - 融資や補助金等の資金調達に関する相談	- きらぼし銀行 大和支店 Tel046-205-4731 - 商工組合中央金庫 神奈川営業部 Tel045-201-3952
創業応援窓口 ※特定創業等支援等事業（次項参照）	- 経営、財務、人材育成、販路開拓を含めた創業に必要な知識を習得できる、1ヵ月以上4回以上の継続的なフォロー - 創業に関する全般的な相談 - 融資や補助金等の資金調達に関する相談 対象者：創業を目指す方、創業5年未満の方	- かながわ信用金庫 長後支店 Tel0466-44-2141 綾瀬支店 Tel0467-84-9900 - 横浜信用金庫 さがみ野支店 Tel046-232-8311 海老名支店 Tel046-234-5111 湘南台支援 Tel0466-44-1511 - 神奈川県銀行 高座渋谷支店 Tel046-267-9921
創業スクール体験講座	創業の基礎知識などを習得できるプレセミナー 開催月：8月 参加費：無料 対象者：創業を目指す方、創業から5年未満の方	綾瀬市商工会 Tel0467-78-0606 ※詳細は商工会、市広報・HPでご確認ください。
創業スクール本講座 ※特定創業等支援等事業（次項参照）	創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を習得できるスクール 開催月：9～10月（各日曜日全5回） 参加費：有料 対象者：創業を目指す方、創業5年未満の方	

特定創業支援等事業

特定創業支援等事業とは、創業に必要な「経営、財務、人材育成、販路開拓」知識が全て習得できる継続的な支援を行う事業です。「創業スクール」（綾瀬市商工会）や「創業応援窓口」（かながわ信用金庫、横浜信用金庫、神奈川銀行）を「1ヵ月以上4回以上」受けた創業者・創業希望者の方は、以下のような優遇措置を受けることができます。

窓口・制度	優 遇 措 置
法務局 （会社の本店所在地を管轄する局）	株式会社を設立する際に、登記に係る登録免許税が軽減 資本金の0.7%⇒0.35% 最低税額 15万円⇒7.5万円
日本政策金融公庫 新規開業・スタートアップ支援資金	貸付利率の引き下げの対象として利用可 （別途、同金融公庫の審査が必要）
信用保証協会 制度融資 創業関連保証	無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が特例により、前倒しで利用可能 通常 創業2か月前⇒特例 事業開始6か月前

なお、上記優遇措置を受けるためには、綾瀬市が交付する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書が必要となります。申請書（市ホームページからダウンロード可）を商工振興課へ提出してください。また、証明書は即日発行ではありません。支援を受けたことを証明する者であり、優遇措置を受けられることを保証するものではありません。

市 HP 詳しくはこちら



綾瀬市 創業に関する補助金、融資制度等

補助金（店舗開業事業 創業）

事業名	補助金額	補助対象業種	補助対象経費
商業者支援事業補助金 （店舗開業事業補助金） 市 HP 詳しくはこちら  	対 象 経 費 の 2/3 以内 上 限 2 0 0 万 円（基本の上限 1 0 0 万円、創 業 の 場 合 さ ら に 1 0 0 万円 加算）	日本標準産業分類に 規定する、飲食料品小 売業、飲食サービス 業、生活関連サービス 業	①工事を伴う改装費 （市内事業者へ要発 注）②設備購入費③備 品購入費（1品3万円 以上、備品購入のみの 経費は対象外）④販売 促進に係る広告宣伝 費⑤6か月分の賃料

中小企業融資制度 創業支援資金

創業支援資金は市内で新たに創業する方、創業して間もない方、あるいは既存の事業活動を継続しつつ、市内に新たに会社を設立（分社化）する方を対象とした融資です。

融資要件	資金使途	融資限度額 融資利率	返済期間 返済方法
①市税を完納していること ②事業に必要な許認可を取得していること ③信用保証協会の創業等関連保証又は創業関連保証の対象者であること ④上記①～③に加え、次の㉗～㉙のいずれかに該当すること ㉗事業を営んでいない市内に居住する個人であって、融資を受けた日から1カ月以内に市内で事業活動を開始する具体的な計画を有する者、又は事業開始後1年を経過していない者 ㉘事業を営んでいない個人であって、融資を受けた日から2カ月以内に市内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者、又は設立後1年を経過していない会社 ㉙会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を実施するため市内に新たに会社を設立（分社化）する具体的な計画を有する者、又は設立後1年を経過していない会社	運転資金 設備資金	・融資限度額 運転資金と設備資金の合計で1,000万円（これから創業する個人の方は自己資金と同額まで） ・融資利率 年2.0%以内	・返済期間 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 ・返済方法 割賦返済（据え置き期間1年以内）

市 HP 詳しくはこちら



※利用された方は信用保証料および利子補給の補助を受けることができます。

創業支援資金 信用保証料補助制度

綾瀬市中小企業融資制度の創業支援資金を利用される際に、神奈川県信用保証協会へ支払われた保証料の一部を補助します。

①補助金額：保証料の50%以内で上限10万円

※信用保証制度につきましては信用保証協会ホームページをご覧ください。
<https://www.zenshinhoren.or.jp/>

創業支援資金 利子補給制度

綾瀬市中小企業融資制度の創業支援資金を利用された方に対して、金融機関へ支払われた利子の一部を補助します。

対象の方には、12月頃に市から申請書類を送付します。

①補助金額：約定利子の50%以内

②補助期間：融資を受けた日から2年間

お問い合わせ
 綾瀬市商工振興課
 電話：0467-70-5685(直通)
 メール：wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp